

大阪労働局発表
令和7年3月25日

大阪労働局労働基準部監督課
電話 06-6949-6490

労働基準法違反の疑いで書類送検 ～違法な長時間労働の疑い～

令和7年3月25日、大阪労働局（局長 しむら ゆきひさ 志村 幸久）は、新三興物 しんさんこうぶつりゅう 流株式会社ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

新三興物流株式会社（以下「被疑会社」という。）ほか1名
本社所在地 大阪府摂津市鳥飼新町
事業内容 商品管理業務等

2 違反条文

労働基準法違反
同法第32条第1項、第2項
同法第119条第1号（罰則）
同法第121条第1項（両罰）

3 事件の概要

被疑会社ほか1名は労働者4名に対し、労働基準法第36条に基づく労使協定で定めた時間外労働の上限時間を超えて違法な時間外労働をさせた疑い。

4 参考事項

関係条文は、別紙のとおり。

関係条文抜粋
労働基準法
第三十二条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

第三十六条

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

- 2～1 1（略）

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条、第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

- 2～4（略）

第百二十一条

この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

- 2（略）